感染症担当理事 赤津

新型コロナウイルス感染症疑い症例への対応について (第7報)

新型コロナウイルス感染症は水際対策から感染拡大防止へ軸足を移しました。今後、多数の患者が発生する場合は一般医療機関でも診察することになると推察しますので、御留意下さい。

尚、情報を早く確認したい場合は、所沢市医師会ホームページ新型コロナウイルス関連 のリンク(内閣府、日本医師会他のリンクがあります)をご参照下さい。

記

1. 現狀

本邦における新型コロナウイルス感染症に対する対策が水際対策から感染拡大防止に 軸足を移しています。感染経路不明の集団発症例(クラスター)が全国各地で発生して います。多くの症例は軽症例ですが、重症例も存在しています。

現在の確定診断はPCRです。厚生労働省のホームページでは全国で実施できるPCRの能力は1日3000件以上と記載がありますが、埼玉県衛生研究所での能力を保健所に確認しましたところ、PCRの機械を2台(1日24件)から3台(1日36件)に増やして強化中とのことでした。そのため、PCR検査は疑似症例の重症例や確定例のフォローで精一杯と推察します。軽症疑い例への検査実施は到底叶いそうにないと個人的には推察します。

- 2. 日本医師会横倉会長から安倍首相への要望書(令和2年2月27日)(以下原文) http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel corona/20200227youbou.pdf
 - 日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウ イルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が 一体となって拡大防止に努めていかなければならない状況です。感染の集団発生(クラスター)の連鎖拡大を抑えるため、3月を国において「新型コロナウイルス感染拡大防止強化月間」に位置付けていただきますようお願いいたします。併せて、以下の点について要望いたします。
 - (1) 患者クラスターや地域の流行状況に応じ、学校医と相談のうえ、地域における学校の臨時休業や春休みの弾力的な設定
 - (2) 医療現場におけるマスク、手袋、防護具、消毒薬等を含めた医療資機材の確保と迅速な配備
 - (3) 医師の判断による PCR 検査を確実に実施する体制の強化
 - (4)診断キット、治療薬、ワクチンの早期開発への最大限の尽力
 - (5) 感染症危機管理体制の強化、並びに健康医療情報を学術的な見地から国民に発信し情報共有ができる「いわゆる日本版 CDC」の創設
 - ※:上記を日本医師会から政府へ要望されていますが、現在までに衛生資機材の優先配 布の話は所沢市医師会には来ておりません。

3. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(政府の決定事項) (令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf

- ※:本文中の「医療提供体制の現状と今後について」部分を抜粋します。今後、地域で 患者数が大幅に増えた場合は一般医療機関での対応を求めています。記載してある内 容は確定診断ができない現状では、極めて実現困難な内容ですが、御確認下さい。以 下本文の抜粋。
- (4) 医療提供体制(相談センター/外来/入院)

ア)現行

- ①新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24 時間対応を行う。
- ②感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、 帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬 やワクチン、迅速診 断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

①地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる(なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関(例:透析医療機関、産科医療機関等)を事前に検討する。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、 医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ②患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担(例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等)など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保 する。

④高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

4. 所沢市から供与されたマスクの配布

所沢市の備蓄からマスクの配布がありました。藤本市長を初め、市議会の皆様、市民の皆様に感謝申し上げます。医療機関としての業務遂行上、有難いことと思います。

各医療機関に 100 枚(50 枚入り、2 箱)あります。 御希望の医療機関は医師会事務局の営業時間内に取りに来て下さい。

配布時間:平日午前 9 時から午後 5 時まで(土日、祝祭日はなし) 配布時期:令和2年3月2日(月)から3月19日(木)

※:前回マスクを受領していない医療機関については併せてお渡しします。

5. 県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターの設置(3月1日午前9時開設) 一般県民からの相談、問い合わせ等に対応するセンターとして設置されました。24 時間対応で一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には専門外来につなぐ「帰国者・ 接触者相談センター」を紹介するとのこと。新たに開設する相談窓口は(電話0570・ 783・770)です。1~4日の午後9時~午前9時は「#7119」で受け付ける。 市民からの問い合わせが有った場合は上記をお伝え下さい。保健所の帰国者・相談者相 談センターへの医師の問い合わせについては、これまで通り直接なさってください。

6. その他

発熱患者の診察を受け入れない事案の通報がありました。市中では新型コロナウイルス感染症でない発熱患者(感冒、咽頭炎、インフルエンザ他)が圧倒的に多いのが現状です。

発熱で不安になっている市民が帰国者・接触者相談センターに電話相談した場合、疑い例でない場合は近隣医療機関への受診を指示されます。その際に、電話で事前連絡を入れて受診要請をした患者が、複数医療機関から診察できないと回答を頂きました。各医療機関の事情もあるとは思いますが、この状態が続くと、連絡なしでの医療機関受診患者が増え、結局は医療者が十分な感染防護策なしで診療する羽目になると思います。事情の許す限り、患者様への御対応をお願い申し上げます。